

岡山県市町村総合事務組合職員定数条例

【平成 17 年 4 月 1 日条例第 7 号】

改正 平成 18 年 3 月 28 日条例第 3 号 平成 19 年 3 月 28 日条例第 3 号

岡山県市町村総合事務組合の職員の定数は、次のとおりとする。

14 名

附 則（平成 17 年 4 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。